

1	監査等の種類	定期監査及び行政監査
2	監査の対象	まちづくり推進部 令和2年度4月～8月分 必要に応じて令和元年度分
3	監査の着眼点	令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
4	監査の実施場所	実施計画に定める実施場所
5	監査の日程	令和2年10月1日～令和2年11月25日
6	監査の結果	

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

住宅使用料の収入未済額は、令和元年度末で54,375,531円である。令和2年8月末現在では、過年度未収金が50,661,931円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するように努力されたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 地方自治法施行令第168条の5は、「指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定するが、本市においては、「速やかに」を「原則としてその日中」と解して運用している。

しかしながら、建築指導課の公文書複写代について、例外的事由が認められないにもかかわらず、収納したその日に払込みをしていない事例が見受けられた。

イ 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、公共建築整備課及び公共建築保全課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、地方自治法施行令及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(3) 適正な事務執行について

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)第6条は、派遣職員には給与は支給しないものの、同条第2項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、市が支給することができる旨規定している。

また、派遣法第6条の解釈について、裁判例は、派遣職員に対する給与の支給について、派遣法第6条第2項以外の方法による派遣元の給与支給は許されないと解するのが相当であり、派遣先の法人に対して派遣職員の人事費に充てるために補助金又は委託料を交付することは派遣法第6条第2項の趣旨を潜脱するものとしている。(最高裁H24.4.20判決、大阪高裁H21.11.27判決)

しかしながら、令和元年度に岐阜市にぎわいまち公社と締結していた、中心市街地活性化推進事業、リノベーションスクール事業及びぎふ信長楽市運営にかかる委託契約については、その委託料に派遣職員の人事費として具体的な金額が積算されており、その金額で契約が締結されていた。

したがって、派遣法の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。